

東広島市庁内 LAN 構築及び公衆無線 LAN サービス提供業務
に関する提案書作成要領

令和 7 年 6 月

東広島市 総務部 DX 推進チーム

1 提案内容

(1) 提出書類

審査に必要な書類（以下「提案書等」という。）として、次の書類を提出すること。

ア 提案書記載事項一覧（別紙1）により記載した提案項目（以下「提案書」という。）

イ 提案価格書（別紙様式6号）

(2) 提案内容

提案書及び提案価格について、別に定める「東広島市庁内 LAN 構築及び公衆無線 LAN サービス提供業務調達仕様書」（以下「仕様書」という。）及び「東広島市庁内 LAN 構築及び公衆無線 LAN サービス提供業務プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）に基づき提案を行うこと。

(3) 提案方法

ア 提案内容は、別紙仕様書に記載の内容を満たし、全て実現できるものとする。また、根拠も含めてできる限り具体的であること。

仮に履行開始時に提案内容が実現できない場合は、提案内容以外の方法で実現することとし、その費用は提案者の負担とする。

イ 定量的に表すことが可能な場合は、その数値をできる限り記載すること。

(4) 留意事項

東広島市庁内 LAN 構築及び公衆無線 LAN サービス提供業務に係る調達にあたっては、契約候補者となった提案者と協議の上、提案を受けた提案書等の詳細内容を決定するものであり、必ずしも提案書等の内容を保証するものではない。

2 提案書の作成について

(1) 様式

ア 日本産業規格 A4 判両面印刷で 40 頁（20 枚）以内を目安とする。

イ 横書き、長辺綴りを基本とし、文字サイズは 10 ポイント以上とする。

(2) 留意事項

ア 提案書記載事項一覧の全ての評価項目について、記載すること。なお、どの評価項目に関する提案かが分かるように、それぞれの説明には該当する評価項目を記載すること。

イ 提案は、考え方等を文書で簡潔に記載すること。なお、文書を補完するためにイメージ図・イラスト・グラフ等の使用は可能とする。

ウ 本文の各ページには、ページ番号を記載すること。

エ 多色刷りは可とするが、評価等のためにモノクロ複写・印刷する場合でも見易くなるように配慮すること。

オ 使用する言語は日本語とする。ただし、固有名詞等で外国語を用いることが適当な場合は、外国語の使用も可とする。

カ 表紙には、表題として「東広島市庁内 LAN 構築及び公衆無線 LAN サービス提供業務に係る提案書」と記載すること。（社名等、提案者が特定できる情報は記載しないこと。）

キ 提案書には、社名等、事業者を特定できる情報を記載しないこと。

- ク 提案書の記載内容に不整合があった場合は、本市に有利な記載内容を正とみなす。
- ケ 専門的用語を使用する場合は、平易な用語による脚注を付記し、誰が見ても分かりやすい提案書の作成に努めること。

3 提案価格書の作成について

(1) 「提案価格書」

次のことについて、記載すること。

ア 庁内 LAN に関するもの

別紙様式第 6 号その 1 の様式で作成すること。

① ハードウェアの調達費用（庁内 LAN）

別紙仕様書中 7.1.1 「ハードウェアの調達」に関する要件を満たすための費用を記載すること。

② ハードウェアの設置作業及び撤去（庁内 LAN）

別紙仕様書中 7.1.2 「ハードウェアの設置及び撤去」に関する要件を満たすための費用を記載すること。

③ 運用保守サービス（庁内 LAN）

別紙仕様書中 7.1.3 「運用保守サービス」に関する要件を満たすための費用を記載すること。

④ 公衆無線 LAN サービスの提供（庁内 LAN）

別紙仕様書中 7.3 「共通要件について」に関する要件を満たすための費用を記載すること。なお、別紙仕様書中 7.1.1 「ハードウェアの調達」に記載の無線アクセスポイント（庁内 LAN に関するもの）に係る費用のみを記載すること。

イ 公共施設 LAN に関するもの

別紙様式第 6 号その 2 の様式で作成すること。

① ハードウェアの調達費用（公共施設 LAN）

別紙仕様書中 7.2.1 「ハードウェアの調達」に関する要件を満たすための費用を記載すること。

② ハードウェアの設置作業及び撤去（公共施設 LAN）

別紙仕様書中 7.2.2 「ハードウェアの設置及び撤去」に関する要件を満たすための費用を記載すること。

③ 公衆無線 LAN サービスの提供（公共施設 LAN）

別紙仕様書中 7.3 「共通要件について」に関する要件を満たすための費用を記載すること。なお、別紙仕様書中 7.2.1 「ハードウェアの調達」に記載の無線アクセスポイント（公共施設 LAN に関するもの）に係る費用のみを記載すること。

(2) 「提案価格書の費用内訳」

上記 3.(1) に基づくそれぞれの費用について、その内訳を記載すること。（「別紙様式第 6 号 その 1（別紙 1）・第 6 号その 2（別紙 1）」の様式で作成すること。）

(3) 「提案価格書（独自提案部分）」

別紙仕様書中 9 「独自提案」に基づき提案する場合は、その提案内容を実現するための費用を記載すること。なお、その場合は別紙様式第 6 号（別紙 2）の様式で作成すること。

4 提案書等の提出方法

(1) 提案書等の提出部数

提案書等を上記 1（1）に記載した順で、次のとおり調製し提出すること。

ア 散逸しないように綴じた正本 1 部、副本 5 部

イ 正本の内容を PDF 形式の電子データで出力した DVD-ROM 1 枚

(2) 提出期限等

提出期限、提出先及び提出方法は、実施要領に記載のとおり。

(3) その他

ア 提出した提案書等は、期限内の再提出を除き、部分的な書き換え、引き換え又は撤回することとはできない。

イ 提案書等に含まれる著作物の著作権は、提案者に帰属することとする。なお、提案書等の記載が、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うものとする。

別紙 1 提案書記載事項一覧

提案書に記載を求める評価項目		記載要領
1 全体		
1-1	提案者の会社概要及び構築実績	本業務の実施体制、アピールポイントを記載すること。 その中で、提案者による同種業務の受注実績について、受注先の団体名、構築規模、稼働時期を記載すること。
1-2	提案のコンセプト	提案にあたってのコンセプト、特徴、アピールポイント、本市における効果等を記載すること。（本業務を遂行するために、構築しようとしているネットワーク構成を記載すること。）
1-3	業務の実施体制	本業務を遂行するにあたり、どのような体制で取り組むかを具体的に提案すること。 仕様書に掲げたスケジュールを基に詳細スケジュールについて、具体的に提案すること。
2 庁内 LAN に関するハードウェアの調達について		
2-1	ハードウェア構成	・ 庁内 LAN を構成する機器（コア L3 スイッチ、フロアスイッチ、無線アクセスポイント等）の仕様、性能、設置場所、数量について具体的に記載すること。 ・ 各機器が満たすべき要件や、選定理由についても記載すること。
2-2	構成と設計方針	・ 庁内 LAN の論理構成および物理構成を図示し、各機器の対する冗長構成、セキュリティ対策等についての設計方針を記載すること。 ・ 今後のクラウドサービス等の活用や自治体 DX 推進についての構成変更等の対応について記載すること
3 庁内 LAN に関する認証方式・運用・保守		
	認証方式	・ 市民・職員が使いやすく、本市の課題を解消するために提案者が適切だと考える認証方法を記載すること。 ・ 提案する認証方法に関して、認証の手順やセキュリティ対策について記載すること。 ・ RADIUS 認証サーバの切替による証明書更新について、職員負荷の軽減を配慮した切替方法を記載すること。
	拡張性・柔軟性	・ 無線アクセスポイントの増設した場合の対応（設定手順・費用・対応時間等）について記載すること ・ 現在の VLAN 構成に加え、将来的な VLAN の追加が発生した場合の対応（設定手順・費用・対応時間等）について記載すること
	運用・保守	・ 保守体制について具体的に提案すること。 ・ 障害発生時の対応について対応フロー、対応時間、サポート体制、代替機の手配等について提案すること。 ・ ネットワーク機器の状態監視、障害検知、ログ取得などの管理機

		能について、使用するツールやシステムの概要を記載すること。
4 公共施設 LAN に関するハードウェアの調達について		
4-1	無線アクセスポイント等	・提案する無線アクセスポイントやその他機器の規格や仕様について記載すること。 ・広域で公衆無線 LAN サービスを提供するための手段・方法について記載すること。また、この方法により提供する公衆無線 LAN サービスが実用に耐えうるものであることを、根拠を示して記載すること ・無線アクセスポイントに係る通信の暗号化について記載すること。 ・「同一施設内」及び「異なる施設間」におけるローミングについて、提案・説明すること。 ・今後、無線アクセスポイントを追加した場合の費用について記載すること。（1 台あたりの単価 等。）
5 公共施設 LAN に関するハードウェアの設置及び撤去について		
5-1	設置方法	・機器の設置及び撤去の方法やそれに要する期間（実施スケジュール）を記載すること。 ・天井や壁付け以外の施設においても受注者で設置対応が可能であるかを記載し、可能な場合はその方法と要する期間（実施スケジュール）を記載すること。
5-2	既設アクセスポイントからの切替方法	・既設アクセスポイントから本業務で調達する無線アクセスポイントに切り替えた場合に、利用者へ公衆無線 LAN サービスを途絶えさせない方法を記載すること。（費用が発生する場合は、提案価格に含めること。）
6 公衆無線 LAN サービスの内容について（庁内 LAN 及び公共施設 LAN の共通要件）		
6-1	管理画面	・発注者がアクセスポイントや SSID の登録状態、デバイスの接続状況や各種ログ情報を確認する画面について、運用上必要と思われる機能について記載すること。
6-2	認証方法	・利用者が使いやすく、本市の課題を解消するために提案者が適切だと考える認証方法を複数記載すること。 ・提案する認証方法に関して、認証の手順やセキュリティ対策について記載すること。
6-3	セキュリティ	・利用者または利用端末の追跡ができる情報について、その取得方法や保管方法について記載すること。 ・ファームウェアの更新やセキュリティ対策について記載すること。
6-4	運用・保守	・障害発生時の対応について記載すること。

		・機器が故障した際のサポート（機器交換の方法、現地への取付作業も含めて実施できるか。等）について記載すること。 ・公衆無線 LAN サービスの利用者数や利用状況等（アクセスログ等）、取得できるデータとその保管方法について記載すること。 ・認証の有無にかかわらずサービス利用者にインターネット接続を開放する方法について記載すること（遠隔操作による一括変更の可否を含む）。 ・警察等の公的機関から、利用者の追跡が可能な情報の開示が求められた場合の対応について記載すること。 ・操作や接続方法、不具合等について本市から問い合わせがあった場合の対応について記載すること。 ・今後、対象となる無線アクセスポイントを追加した場合の費用について記載すること。（無線アクセスポイント 1 台を追加した場合の公衆無線 LAN サービス利用に係る単価。）
7 独自提案		
7-1	独自提案	・仕様書に定めのない事項であっても、本業務の効果が向上すると提案者が判断するものについて記載すること。（該当がある場合のみ）
8 費用		
8-1	提案価格	構築経費（機器の設置を含む）及びサービス提供に係る経常経費について説明すること。（5 年目または令和 12 年度までの保守を含む）
8-2	延長保守費用（参考価格）	・6 年目以降の保守可能期間と費用を参考価格として記載すること ・保守期間終了後の対応について記載すること ・契約終了後の機器更新に伴う移行対応について記載すること